

令和8年5月1日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士佐藤誠三

当事務所が行う個人の確定申告書等作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和8年2月1日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和8年5月1日に施行し、原則として同日以降に契約する分から適用します。

記

1 個人の確定申告書等作成業務について

- (1) 個人(事業者)の所得税及び消費税の確定申告書(申告書に添付する書類を含みます。)を作成します。
- (2) 税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。
- (3) 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、あわせて税務代理権限証書を作成します。
- (4) 税務申告書等の法定申告期限又は提出日の翌日から1年間、税務当局からの質問検査が当事務所にあった場合、依頼者様にその旨を連絡します。また、税務当局からの電話又は文書による簡易な照会等への対応については、当事務所にて対応させていただきます。
- (5) 業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供(契約条件外の対応を含みます。)が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただきます。
- (6) この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。
 - ① 依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について(通則)
 - ② 当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について(基本細則)
 - ③ 依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

2 個人の確定申告書等作成業務に係る料金について

区分		料金計算
基本料金	基本料金	7,000円
	加算料金	TKCシステムを使用する場合、上記の金額に70,000円を加算 (※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。)
業務遂行料金		(1単位の基本料金 × 時間単位 + 合計所得金額 × 0.1%) × 難易度に係る倍率 ± 増減額

- (1) 基本料金の計算の基礎とする「合計所得金額」は、原則として作成する年分の前年を基準とします。ただし、複数年分の申告書を作成する場合など、原則の基準で計算することが適当でない場合、適当と認められる金額を合計所得金額とみなします。
- (2) 料金の計算上、事業所得などで所得金額が赤字の場合、当該所得金額は0円とみなします。

3 時間単位について

名称		単位数
所得税申告書 第1表、第2表		2単位～
所得の内訳書		1枚あたり1単位
医療費控除に関する書類		1枚あたり1単位
住宅ローン控除に関する書類		2単位～
準確定申告に関する書類		1枚あたり1単位
消費税申告書	簡易課税 A	2単位～
	簡易課税 B	3単位～
	一般課税	4単位～
消費税の還付申告に関する書類		2単位～
上記以外	簡易なもの	1種類あたり1単位
	上記以外	1種類あたり2単位～

4 合計所得金額が1千万円未満の場合について

合計所得金額	料金計算時の合計所得金額	具体例
300万円未満	200万円	150万円 → 200万円
300万円以上 800万円未満	500万円	400万円 → 500万円 600万円 → 500万円
800万円以上	1,000万円	900万円 → 1,000万円

5 合計所得金額が1千万円以上の場合、1千万円未満の端数処理について

1千万円未満の端数	端数処理	具体例
300万円未満	切捨て	1,100万円 → 1,000万円
300万円以上 500万円未満	500万円単位に切上げ	1,400万円 → 1,500万円
500万円超 800万円未満	500万円単位に切捨て	1,600万円 → 1,500万円
800万円以上	切上げ	1,900万円 → 2,000万円

6 次のいずれかに該当する場合、業務遂行料金が割増になります。

- (1) 医療費控除などの所得控除、住宅借入金等特別控除など税額控除を受けるために別途作成する書類がある場合
- (2) 当事務所で決算代行等業務を依頼されていない依頼者様に、事業所得、不動産所得、山林所得、収支計算を要する雑所得がある場合
- (3) 当事務所で法人に関する業務を依頼していない依頼者様に、自ら会社役員を務める法人からの所得がある場合
- (4) 総合譲渡所得、先物取引に係る所得のほか、分離譲渡所得など第3表を使用する必要がある場合
- (5) 分離譲渡所得の特別控除、平均課税、措置法差額など、課税の特例等を適用して税額の軽減を受ける場合
- (6) 当事務所で前年分の確定申告書を作成されていない依頼者様で、前年の繰越欠損金を当年分で控除される場合
- (7) 確定申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)を作成する場合
- (8) 消費税の申告が還付(中間還付のみの場合を除く)になる場合
- (9) 事業所得がある場合において、次のいずれかに該当する場合
 - ① 売上総利益(粗利)が同業他社に比べて著しく低い場合
 - ② 収入金額(売上、家事消費、雑収入)全体に対して、接待交際費の計上金額の割合が、

一般的な水準よりも大幅に上回っている場合(なお、他の勘定科目に接待交際費が計上されている場合、当該勘定科目の金額を接待交際費とみなして加算します。)